

## 環境影響評価等技術審議会概要

### 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備

日時 平成22年1月20日(水) 15:00～17:30

#### 会議出席者

##### <委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、  
坂本康委員、杉山憲子委員、鈴木邦雄委員、角田謙朗委員、  
早見正一委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員

##### <事業者>

企画部企画課：平賀課長補佐

企業局：西山次長、電気課：石原課長、斉藤課長補佐、宮崎主査、中野主任

東京電力(株)：齋藤副長(建設部新エネルギー計画グループ)、

芝副長(技術部電源計画グループ)、

馬橋グループマネージャー(山梨支店設備部設備計画グループ)、

坂本主任(山梨支店設備部設備計画グループ)

(株)環境管理センター：二瓶所長(山梨事業所)、

松岡チーフ(環境コンサルタント事業部地球環境グループ)、

塚越調査員(環境コンサルタント事業部地球環境グループ)

##### <事務局>

森林環境部 石山利男技監

環境創造課 小野浩課長、清水豊総括課長補佐、

丸山哲夫課長補佐、和田政一副主査、渡邊健太技師

##### <傍聴人>

1名

#### 次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
  - 1) 会長の選任について
  - 2) 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に係る第三分類事業届出書について
    - ①事業内容について
    - ②質疑応答・審議
    - ③希少動植物に係る審議(希少動植物保護のため非公開審議)
    - ④審議・とりまとめ
4. 閉会

資料

- 1) 第3分類事業届出書
- 2) 地域環境の状況
- 3) 判定項目にかかる施設等の状況
- 4) 甲府市長からの意見
- 5) 庁内調整会議幹事会の概要
- 6) 山梨県環境影響評価等技術審議会開催の概要
- 7) 山梨県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

## 【あいさつ】

(進行：清水総括課長補佐)

それでは、現地調査おつかれさまでございました。それでは、ただいまより山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。本日の進行役を務めさせていただきます、私、あの環境創造課の総括課長補佐清水と申します。よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります前に、石山森林環境部技監よりごあいさつを申し上げます。

(あいさつ：石山技監)

森林環境部の石山です。委員の皆様には、本日、本当にお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から、本県の環境行政の推進に、ご理解、ご協力をいただきまして、重ねて、ありがとうございます。

委員の皆様には、一昨年の12月から、当審議会の委員ということで、お願いをしていたところでございますけれども、今般、審議の案件の提出がございまして、はじめての審議会の開催ということになりました。今回の大規模太陽光発電施設、それから普及啓発施設の整備事業につきましては、昨年の12月の16日に事業者から届出の提出があったところでございます。この事業につきましては、本審議会と甲府市長さんからの意見をお伺いした上で、環境影響評価の手続を行なう必要があるのかどうか、最終的に知事が判定を行なうということになる訳でございます。本日は、審議に先立ちまして、現地の調査をしていただいた訳でございますけれども、これから、事業者から届出の内容の説明をお聴きしまして、その後、委員の皆様には、それぞれのご専門の立場からご検討いただきまして、環境影響評価手続の必要性につきまして、意見集約をしていただきたいと思っております。委員の皆様方には、よろしくご審議の程、お願いを申し上げます。

(進行 清水総括課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思っております。

本審議会は、山梨県環境影響条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員の方々のうち、12名の方のご出席をいただいております。よって、条例第47条11項の規定によりまして、二分の一以上の出席が得られておりますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それから、現任期になって初めての審議会になります。ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。時間の都合上、お手元の席次表に従って順に紹介をさせていただきます。と思っております。

最初に石井信行委員、大久保栄治委員、片谷教孝委員、工藤泰子委員、坂本康委員、杉山憲子委員、鈴木邦雄委員、角田謙朗委員、早見正一委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員です。また、本日、ご出席いただけない委員もいらっしゃいますので、併せて紹介だけさせていただきます。柿澤亮三委員、高木直樹委員、田中章委員でございます。

それから、引き続きまして、事務局等の紹介をさせていただきます。先程、ご挨拶を申し上げました森林環境部の石山技監でございます。続いて事務局の環境創造課でございます。まず、小野課長でございます。丸山課長補佐でございます。和田副主査でございます。最後に渡辺技師でございます。

## 【議事 会長の選任】

それでは、これより次第に従いまして、議事に入りたいと思っております。本審議会の議長は、条例第47条10項の規定によりまして会長があたることになっておりますけれども、本日は、委嘱後初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、私のほうで進行を執り行わせていただきます。ご了承をお願いいたします。

それでは、会長の選任につきましてでございますが、条例第47条7項の規定によりまして、委員の互選になっております。どなたかご提案はございますでしょうか。

(坂本委員)

事務局一任でお願いいたします。

(進行 清水総括課長補佐)

ただいま、事務局一任とのご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

<委員 異議なし>

(進行 清水総括課長補佐)

それでは、事務局の方から提案をお願いいたします。

(事務局 小野課長)

それでは、私のほうからご提案をさせていただきたいと存じます。

これまで、本審議会の会長代理のお務めをしていただいて参りました片谷委員に会長の職をお願いをしたらいかがかと考えております。よろしくをお願いいたします。

(進行 清水総括課長補佐)

ただいま事務局より片谷委員に会長の職をお願いしたいとの提案がございました。いかがでしょうか。

<委員 異議なし>

(進行 清水総括課長補佐)

よろしければ、拍手をもって、ご賛同のほうをお願いいたします。

<委員 拍手>

(進行 清水総括課長補佐)

ありがとうございます。

それでは、ご賛同いただきましたので、片谷委員に会長の職をお願いしたいと思います。

片谷会長は会長席のほうに、お移りをお願いいたします。

それでは、はじめに片谷会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(片谷会長)

ご指名によりまして会長の職を拝命することになりました片谷でございます。

実は、このメンバーの中で、私よりもずっと先輩、社会的にあるいは研究業績等の面でも先輩の方々が沢山いらっしゃるわけでございますけれども、そういったなかで、おそらく私がたまたま会長代理という役を務めておりました。それからこの委員も過去10年以上、務めさせていただいて参りました。そういった関係で、ご指名いただいたものと理解しております。なんとか、山梨県の環境影響評価の審議会を円滑に進めさせていただきまして、山梨県の環境行政がよりレベルアップしていくようお手伝いをしたいと考えております。是非、皆様方のご協力をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

一方、時間も限られておりますので、あまり長い話はできませんが、最近、環境アセスメント学会というところで、アセスメントの審議会のあり方の議論というのがなされるようになってきております。私もそこに若干関与しておりますけれども、私から見ます限り、この山梨県の審議会は、これまで非常に十分な時間をかけて、効果的な審議が沢山なされてきたというふうに考えております。たまたま発生する案件の数があまり多くないということも関与しているのかとは思いますが、今まで前の会長でいらっしゃいました田中先生が、あるいはそれ以前の会長の先生方が築いてこられました実績というものをこれからも引き継いで、山梨県のアセスメントはレベルが高いというふうに言われるように進めていきたいと思っておりますので、是非、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。

(進行 清水総括課長補佐)

ありがとうございました。それでは、次にですね会長の職務代理者の選任についてでございます。条例第47条9項の規定によりまして、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務代理者ということになっております。片谷会長さんのほうから職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

(片谷会長)

職務代理者ということで、私が急に出席できなくなったような場合に進行をつかさどっていただく方を決めなければならないということもございますが、だいぶ迷うところではございますが、私よりも、元の私の職場の山梨大学でも先輩でいらっしゃいます坂本先生に、是非、お引き受けいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

<委員 拍手>

(進行 清水総括課長補佐)

ただいま片谷会長から坂本委員を会長の職の代理者として指名されましたので、坂本委員には職務代理者の職をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。まず、事前にですね各委員の皆様へ送付させていただいたものが3点ございます。まず、第三分類事業届出書、次に地域環境の状況、それから判定項目にかかる施設等の状況についてでございます。これは、事前にお送りさせていただいたもので、本日、お持ちいただくものでございます。本日、お配りさせていただいた中で甲府市長からの意見、庁内調整会議幹事会の概要、山梨県環境影響評価技術審議会開催の概要、環境影響評価条例施行規則(抜粋)でございます。以上のものがお手元にお配りさせていただいておりますでしょうか。もし、無ければ申し出ていただきたいと思ひます。

それでは、議事に入るわけでございますけれども、本審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様にはですね、次の点についてご協力をお願いしたいと思います。審議中は静かにお願いいたします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他、審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。よろしくお願いいたします。

それでは、片谷会長、議事進行のほうをよろしくお願いいたします。

(片谷会長)

それでは、時間が限られておりますので、手際よく進めさせていただきたいと存じます。

まず、最初にこの審議会の運営方針を確認させていただきます。

本審議会につきましては、平成17年7月にございました審議会において、議論がなされてお

ります。そこでの議論の結果、アセスメント制度の趣旨でございます、公平性、透明性を確保するために、審議自体を広く公開する中で行うことが必要であるということを確認いたしました。

そのため、動植物の希少種や個人情報にかかる部分を除いて、他は全て公開とするということ、また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するということが審議されたわけでございます。その点について、確認をお願いしたいと存じます。

たまたまでございますけれども、今回の案件につきましては、希少動植物保護の観点からの配慮が必要な状況がございますので、一部の審議につきましては、非公開で行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。その非公開部分を審議いたします際には、報道関係者の方々及び傍聴人の方々には別室を事務局のほうで用意しておりますので、一時的にこの会場からご退出いただくということになりますので、ご協力をお願いいたします。

運営方針の確認は、以上でございます。よろしゅうございましょうか。

<委員 異議なし>

(片谷会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

今回の審議につきましては、事業者から事業内容についてご説明をしていただきまして、その後、質疑応答及び審議を行います。それから、その後に希少動植物に係る審議を非公開で行いまして、その後、意見交換を進めて参ります。

今回は、この条例ではじめての判定手続に係る審議ということになりますので、まず、この判定手続につきまして事務局からご説明をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(事務局 小野課長)

それでは、判定手続につきまして、私からご説明を申し上げたいと思います。

皆様方、既にご承知のとおりではございますが、事業者が一定規模以上の事業等を行う場合にありましては、あらかじめ環境影響評価の手続をとることとされているわけでございますが、この一定規模程ではないものの、これに準ずる規模というような場合、本県の条例ではこれを第三分類事業といっているわけでございますけれども、こうした規模の場合には、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を行うというようなことになっております。この判定手続でございますが、知事が山梨県環境影響評価等技術審議会、この審議会でございますけれども、この審議会及び関係市町村長から意見を聴いたうえで、環境影響評価条例施行規則第7条に定めてございます判定の基準に従いまして、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う手続でございます。この判定の手続によりまして、規則で定める基準に当てはまると知事が認めた場合には、環境影響評価等の手続を実施することになるわけでございます。

今回の事案につきましては、平成21年12月16日に事業者のほうから、第三分類事業届出書の提出がございました。知事は、届出を受けた日から60日以内に、その手続を行う必要があるかどうかの判定を行うこととなるわけでございます。

判定期限は、12月16日から60日以内ということですが、本日の審議会におきましては、届出の内容につきまして、事業者の説明を受けた後、条例の施行規則で定める判定基準を踏まえながら、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかについて、ご意見をいただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

(片谷会長)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました判定手続につきまして、ご意見あるいは確認しておきたいような事項がございましたら、ご発言いただきたいと存じます。

よろしゅうございましょうか。

要するに、環境影響評価のフルの手続、全体を通した手続が必要であるかどうかを判断する必要があるということであろうかと思えます。

では、ご了解いただけたということにいたしまして、次に進めさせていただくことにいたします。

## 【議事 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に係る第三分類事業届出書の事業内容について】

(片谷会長)

それでは、議題の2ということで、案件の審査に入ります。

まず、届出書の内容につきまして、事業者の方からご説明をいただきたいと存じます。簡潔にご説明をよろしく願いいたします。

(事業者 山梨県企業局石原課長)

山梨県企業局電気課の石原と申します。よろしく願いいたします。私から届出書の内容についてご説明をさせていただきます。お手元の第3分類事業届出書をご覧いただきたいと思えます。申し訳ございません。多少時間がかかりますので、座らせていただきます。

まず、1番、事業者の名称等でございます。届出を行いました第3分類の事業を実施しようとする者の氏名等でございます。山梨県と東京電力株式会社が共同で実施するものでございます。

次に、2でございます。第3分類事業の種類及び規模のところでございます。種類です。大規模太陽光発電施設及び太陽光発電施設等に関する普及啓発施設の整備でございます。規模につきましては、25.5ヘクタールの用地を活用いたしまして、出力1万kWの太陽光発電施設を設置するものでございます。

主要の施設といたしましては、太陽光発電アレイ、パワーコンディショナー設備、中間変電設備、鉄塔等でございます。次ページをお願いいたします。

次に、第3分類事業の実施される区域でございます。計画図、配置図がつけてございます。こちらをご覧いただきたいと思えます。

ピンクで色づけがされた区域がございます。こちらが今回の事業区域でございます。この事業区域のうち、区画1に変電設備と鉄塔、それから区画2に鉄塔と太陽光のアレイとを設置いたします。また、区画10、ちょっと飛びますが、区画10に普及啓発施設と太陽光アレイ等を設置いたします。その他の区画につきましては、太陽光アレイ、パワーコンディショナー、中間変電設備等を設置するものでございます。では、次のページをご覧いただきたいと思えます。

次に計画地の航空写真を載せてございます。上の方が計画地の平成10年の撮影した状況でございます。ほとんどが全面的に造成されまして、平坦部は裸地となっております。また、法面の一部、法面につきましては、緑化されている状況をご確認いただけます。下が現在の状況でございます。裸地のところが10年経ちましたので、今日ご覧いただいたとおりの状況になってきております。続きまして次ページをご覧いただきたいと思えます。

完成予想図をお示ししております。今回太陽光パネル等を設置いたしますとこのような形になるということで、予想図をお付けしてございます。下の写真でございます。各太陽光アレイについてはこんな形で設置をするということで、お示したものでございます。次のページをご覧いただきたいと思えます。

鉄塔参考構造図をお付けしております。区画1及び2に鉄塔を設置するというので、こんな形の鉄塔が設置されることで、参考のためお付けしてございます。

では、4の第3分類事業の目的及び概要のところに入らせていただきます。まず目的でございます。本事業は、山梨県土地開発公社が平成6年に環境影響調査を実施した後に、米倉山ニュー

タウン造成事業といたしまして、整備を行いました用地を活用いたしまして、山梨県と東京電力が共同で大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設を整備することとなったものでございます。県内のCO2排出量に貢献いたしますとともに、再生可能エネルギー導入促進にむけた先導的な役割を果たすことができると考えているところでございます。

次に位置でございます。本事業の計画地でございますが、下の位置図に示したとおりでございます。甲府市南部でございます、曾根丘陵、米倉山の南斜面を活用させていただいて、事業推進を図るものでございます。次ページをご覧くださいと思います。

4の3、土地利用計画でございます。計画全体の面積でございますが、先程少し触れさせていただきましたが、25.5ヘクタールでございます。このうち大規模太陽光発電施設といたしまして、16.9ヘクタール、全体の66.5%に当たりますが、そちらの用地を利用させていただきます。また、公共施設、これは普及啓発施設や搬入路でございますが、2ヘクタール、8.4%ということになってございます。また、緑地を6.5ヘクタール、25.4%残す予定で計画をしてございます。

続きまして4の5、交通計画でございます。本事業では、資材運搬等を国道140号線から計画地西側に、今日ご覧いただいた、シルクラインを通りまして、計画地中央を東西に横断いたします、市道松本竹輪線から資材搬入をする計画でございます。また、場内道路につきましては、既に簡易造成が完了しておりますので、必要に応じて不陸整正や簡易舗装、排水構造物の設置等を行う計画でございます。

続きまして、排水計画でございます。本事業地の雨水排水につきましては、造成工事で設置されております、雨水排水施設を活用しながら、必要に応じて沈砂池等を追加整備をいたしまして、今回の事業地の東側にございます滝戸川、西側にございます七覚川へ排出する計画となっております。なお、PR施設につきましては、下水道を整備して処理をする計画でございます。

続きまして、緑化計画でございます。本事業では、自然と調和を図った大規模太陽光施設を形成するために、利用しない箇所につきましては、可能な限り緑地として保存いたしまして、管理する計画でございます。面積ですが、先程お話をさせていただいたとおり、6.5ヘクタールということで、全体面積の25.4%を考えております。

続きまして、5でございます。第3分類事業の工事内容でございます。まず5の1の工事概要でございますが、敷地内の不陸整正や、場内道路の整備等を行います。また、PR施設の設置、さらには、太陽光発電アレイの設置、電気設備の設置、鉄塔の設置等を予定しております。

次に工事期間でございます。工事期間につきましては、表にお示したとおりでございます。県が行います敷地、場内道路の整備につきましては、22年度に第1期、23年度に第2期の工事を予定してございます。PR施設につきましては、23年度の整備を予定してございます。また、東京電力のパネル設置につきましては、2期に分けて実施する予定でございます。1期につきましては、22年から23年度、第2期工事につきましては、24年から25年度にかけて実施をする予定でございます。

次に工事期間中の交通量でございます。場内道路の整備工事から、太陽光パネルの設置までの工事期間中におきまして、想定されます工事車両の交通量につきましては、貨物車両、これは資材等を運搬してくるものでございますが、ピーク時に月に320台程度、特殊車両、これはパネルを設置したりするのに使用する、ラフタークレーン等でございますが、ピーク時に月に130台程度、というふうに考えております。

次に土地整備計画でございます。土地整備は、現地地形への影響を最小限といたしまして、大規模な切土や盛土は実施せずに、区画ごとに簡単な整地を行う計画でございます。このため、区域外からの土砂の搬入や、区域外への土砂の搬出は実施しない予定でございます。

次に防災計画についてでございます。既存法面につきましては、造成工事が完成してから10年近く経過してございます。この間、崩落等も発生しておりませんので、現状を保全しながら、

維持管理を行う計画でございます。また、工事中の排水につきましては、既存の調整池等を活用いたしまして、必要に応じて沈砂池等を整備し、下流河川へ、濁水等の流出が生じないよう、対応してまいりたいというふうに考えております。

次ページをご覧ください。6の環境保全計画でございます。6の1、環境保全上特に留意すべき施設につきましては、後ほど事務局からご説明があると聞いておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

では続きまして、6の2、供用開始後の環境保全対策というところでございます。太陽光発電は、発電過程でCO2を排出いたしません。また、その施設につきましても、騒音、振動等を発生しない設備で構成させていただきたいと考えております。また、景観につきましても、供用開始後、曽根丘陵公園などを含めた良好な景観形成に配慮いたしまして、まず1つといたしまして、敷地境界付近及び敷地内にある樹木につきましては、できるだけ残すように対応させていただきたいと考えております。また、建物等につきましては、施設全体のトータルデザインを考えまして、構造物や関連施設の色彩や材質等、周辺環境になじむよう配慮させていただきたいと考えております。

続きまして、施工中の環境保全対策でございます。大気汚染につきましては、工事中に使用いたします、建設機械を大気環境に与える負荷を低減する目的といたしまして、可能な限り排ガス対策型の建設機械を使用させていただきます。

また、粉じん対策といたしましては、必要に応じまして、工事区域外周への仮囲い設置や工事車両のタイヤ洗浄、工事区域内の散水などにより対応して参りたいと考えております。また、粉じんにつきまして、適宜、発生状況を把握していきたくと考えております。

次に水質汚濁につきましては、工事区域から濁水が発生しないよう、流出水につきましては、既存排水溝に導きまして自然沈降を図り、濁度低減をさせた上で、既存調整池への排出をしていきたいと考えております。また、必要に応じまして降雨時における流出水の透視度の監視も行なっていきたいと考えております。

騒音・振動につきましては、工事地域の東側の南北方面に騒音・振動の規制地域がございます。このために、規制基準を遵守いたしますとともに、可能な限り低騒音の建設機械を使用する、固定型の機種につきましては、敷地境界から離して設置する。原則として、夜間、休日の作業を避ける、複数の作業が平行する場合につきましては、作業手順や施設配置に配慮することで、極力、環境保全に努めて参ります。

その他といたしまして、工事関係車両につきましては、地元優先、また安全運転の指導を徹底して参ります。土砂につきましては、先程もお話しさせていただきましたが、事業区域内で調達いたしまして、場外からの搬入、場内からの搬出は行なわないこととさせていただきたいと考えております。

続きまして、動植物の現状調査の結果でございます。まず、調査項目、調査内容でございます。調査項目、調査内容については、表1にお示ししたとおりでございます。なお、植物調査の踏査途中で動物を確認した場合には、種名等を記録しております。表1をご覧ください。調査項目のうち植生につきましては、調査地域内の相関植生を優占種により区分いたしまして、分布を現地確認し、現存植生図を作成してございます。また、植物相につきましては、植生区分ごとにルートを設定いたしまして、現地踏査によりシダ以上の高等植物の植物種を現地で確認させていただきました。また、注目すべき植物種が確認された場合には、図面上に記録するというようなことで調査をさせていただきました。

7-2でございます。調査の時期及び調査会社でございます。調査につきましては、昨年10月23日から24日に実施をさせていただきました。調査会社につきましては、東電設計株式会社及び株式会社環境管理センターが実施しております。

植生につきましてもの調査結果でございます。調査地域及びその周辺は、ヤブツバキクラス域に

含まれており、古くから人為的な影響を強く受けて、自然植生がほとんど見られず、住宅や農耕地となっている状況でございます。調査地域は、造成前は大部分が樹園地、桑畑でございました。平成9年度の造成完了時には、ほとんど全部が造成されておりまして、区画内は裸地、法面近傍につきましては、オオキンケイギクなどの種子吹き付けによる緑化が行なわれておりました。また、一部に残存緑地といたしまして、植生が残された部分がございます。

現地調査による現存植生図につきましては、次ページにおつけしてございます。ご確認をいただければと思います。現地調査の結果、調査地域の植生を相観によりヤナギ群落など、植生区分といたしまして14、人工裸地など4区分の合わせて18類型に区分いたしました。区分については、図の右の凡例のほうにお示ししてございます。当該地域につきましては、造成後長い期間放置された結果、クズの群落、ススキの群落など、比較的乾燥した立地を好む草地植生が成立しております。また、樹林植生といたしましては、ハリエンジュ群落が法面等を中心といたしまして広く点在しておりました。また、アカマツ群落やシンジュ群落がわずかですが分布している状況でございました。また、植生に生育いたします種といたしましては、共通のものが多く、メドハギ、クズなど、それらが主なものでございました。特に、ススキ群落やセイタカアワダチソウ群落、オギの群落は、これら生育種のうち、ススキなどが相観的に優先したものと考えております。また、マダケの群落におきましては、林床に生育する種は少なかったものの、シダやエノキなど、樹林の林床に生育する種がみられております。また、小規模ですが、調整池内や湿った立地には、ヨシ、ガマ、ヤナギなどの群落なども認められております。また、シンジュの群落、マダケの群落につきましては、造成時に残存緑地として残されたものというふうに考えられます。その他の植生につきましては、造成後、二次的に成立した群落というふうに考えております。

7-3-2をご覧いただきたいと思っております。生育確認種でございます。本調査により確認されました植物種の分類群別の科種数につきましては、表3にお示ししたとおりでございます。調査の結果、67科202種の植物が確認されております。9行目になりますが、調査地域につきましては、桑畑等を造成した後、長期間放置され、草地環境となっております。このような環境を反映いたしまして、土壌は全般的に乾燥しており、キク科やイネ科、マメ科などの乾燥した立地を好む草本植物が多い状況となっております。樹林環境については、ほとんど見られず、シダ植物や木本類は少ない状況でございました。また、種子吹き付けに用いられていたオオキンケイギクなど、外来種が35種と比較的多く確認されております。今回の確認種全体の17%をこれら外来種が占めておったところでございます。

7-3-3の部分については、後ほど説明をさせていただきます。3ページ飛ばしていただきたいと思っております。

7-3-4でございます。外来種でございます。外来種の調査につきましては、下に表がつけてございますが、表のとおり法律などにより指定又は選定されている種を選定するというものにしてございます。この表の選定基準によりまして、現地で確認されました外来種につきましては、法律による特定外来生物1種、要注外来生物15種、また外来種ハンドブックによる外来種35種、合わせまして16科35種でございました。確認された外来種のうち、特定外来生物に選定されておりますオオキンケイギクは、造成時、種子吹付け工に用いられた種でございます。調査地域のほぼ全域で確認され、個体数も多く確認されております。同様に種子吹付け工に用いられたセイヨウノコギリソウなども道沿いで確認されております。その他、イタチハギ等につきましても、ほぼ全域で生育が確認されております。これらは、部分的に群落を形成するものもございました。

7-4でございます。最後となりますが、動物の調査結果でございます。本調査におきまして確認されました動物の一覧は、次の表に記載してございます。ご確認をお願いしたいと思います。現地調査の結果、42科77種の動物が確認されております。分類別では、ほ乳類1科1種、鳥類16科19種、は虫類が1科1種、昆虫が24科56種でございました。鳥類につきましては、

飛行のみの確認ということで、今回の調査では、事業範囲内で巣は確認されておりません。前回の調査と比較いたしまして、大きな変化は無いものと考えております。また、貴重種については確認されておりません。以上でございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局から補足していただくような事項があると思いますので、ご説明をお願いいたします。

(事務局 和田副主査)

それでは、事務局のほうで、私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、はじめにですね、判定の基準について、簡単に説明させていただきたいと思います。

お配りしております資料の「山梨県環境影響評価条例施行規則」の抜粋版をご覧いただきたいと思います。

こちらに、第三分類事業の判定の基準といたしまして、第7条によりまして、「判定については、当該第三分類事業が次に掲げる用件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする」という規定があります。

こちらの基準に定められている項目につきまして、いくつかあるわけですが、大きく分けてですね、3つの種類に分けられます。

まず、1つ目は、学校や病院、水道原水の取水地点などの環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合で、こちらは資料で言いますと施行規則第7条第1項第1号に規定されているのでございます。

続いて、2つ目は、自然公園、保安林などの環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合で、同じく第2号に該当するものでございます。

最後に、3つ目は、環境基準を超過している地域など、既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合で、同じく第3号に該当するものでございます。

これらの施設又は地域等が存在し、かつ事業の内容から相当程度の影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合には、知事は環境影響評価手続を実施する必要があるとの判定を行なうことになっております。

続きまして、判定の基準項目に係る施設等の設置状況について、説明させていただきたいと思います。

事前にお送りしてあります「判定基準項目に係る施設等の状況」という資料をご覧いただきたいと思います。

一覧表には、環境影響評価条例施行規則第7条に判定の基準として定められております施設又は区域等の事業実施区域周辺における設置状況を記載してあります。

一覧表の見方でけれども、例えば一覧表の左端の番号1の「学校教育法に規定する学校」のうち、一番上に記載している中道南小学校につきましては、凡例で緑色の印となっております。

2ページ目の位置図をご覧いただきたいと思いますが、赤く塗ってあるところがですね、事業実施区域となっております。そちらの中心から南東約1kmの地点にあります1-1の番号が振ってある緑色の印が、中道南小学校の位置となります。

同じく、2番の図書館については、灰色の印で、2-1と書いてある場所で、図面上では、事業区域の中心から南西約2kmの灰色の2-1と書いてある位置となっております。

今回ですね、事業地から最も近くにある施設は、茶色の印で7-3と書いてあるところですが、こちらが老人福祉施設であります甲府市中道 YLO 会館でございます。こちらの場所ですが、本日も、審議会を開催しております、こちらの会場のある建物の隣にある施設になりま

す。また、場所につきましては、事業区域の中心から、北東約750mの位置にあります。

また、12番の自然環境保全法の規定による基礎調査の結果、自然度が高い植生の地域につきましては、資料の3ページ目のメッシュ地図に記載してあります。自然度が高い地域といたしまして、植生自然度7のメッシュが事業区域の南側の位置にあります。また、植生自然度10のメッシュ、青色の部分ですけれども、こちらが事業区域の北及び北西側にそれぞれあるという状況でございます。

続いて、13番の希少野生動植物ですが、こちらにつきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

その他、「なし」となっているところがございますけれども、こちらにつきましては、事業実施区域の周辺には該当する施設等が存在しないということになっております。

続きまして、地域環境の状況についてということで、簡単にご説明させていただきたいと思っております。すでにお送りしてあります地域環境の状況の資料をご覧くださいと思っております。

こちらの資料ですけれども、平成6年に実施した米倉山ニュータウン造成に係る環境影響結果書、また、平成19年に実施した甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書、また、県や市町村が実施した大気、水質、騒音に係る常時監視結果、動植物については県が実施した環境資源調査やレッドデータブック等の情報を基に作成したものでございます。

はじめに、地形・地質、土壌の状況については、県が実施した土地分類基本調査の結果を載せさせていただいております。

続いて、6ページには、周辺の河川の状況を示してあります。先程も少し説明がありましたけれども、事業計画地の北側には滝戸川が、南側には七覚（しちかく）川が流れておりまして、最終的には、事業計画地の北側を流れる笛吹川に流入するという状況でございます。

続いて、8ページから11ページには、甲府地方气象台におけます、気温、降水量、日照時間、風向風速の観測結果を示してあります。

続きまして、12ページから19ページには、大気汚染の常時監視結果を示してあります。こちら、平成20年度の測定結果におきましては、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素について、県内の全ての測定局で環境基準を達成しています。一方で、光化学オキシダントについては、県内すべての測定局で環境基準を達成していないという状況でございます。

続いて20ページから24ページでございますけれども、騒音、振動、悪臭の状況を記載してあります。騒音の状況ですけれども、23ページですね、図5-1に示す事業区域の周辺の道路において、面的評価を実施しております。事業区域周辺では、騒音の環境基準は設定されておられません。幹線交通を担う道路に近接する区間の環境基準を参考にいたしますと、その基準は下回っているという状況でございます。また、道路近傍騒音の測定の結果においては、自動車騒音の要請限度を下回っているという状況でございます。

続いて25ページから29ページに水質の状況を記載してあります。事業実施区域の周辺では、滝戸川、七覚（しちかく）川が流入する笛吹川で測定が実施されてあります。その流入地点より下流の三郡東橋におけるBODの年間75%値は、過去に平成17年に環境基準を超過していますが、それ以降は環境基準値を下回っているという状況でございます。

続いて、30ページから42ページの動植物の状況ですが、こちらにつきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、43ページ以降でございますが、こちらに環境基準等の指定状況を示しております。このうち、47ページでございますけれども、騒音に係る環境基準の類型指定については、本事業実施区域周辺では指定がされていないという状況でございます。また、騒音規制法の規制地域については、51ページに示しておりますが、事業実施区域周辺では、第二種区域に該当しております。また、自動車騒音の要請限度の区分につきましては、b区域となっております。続いて、振動についても、事業実施区域周辺において環境基準は定められていません。なお、道路交通振動の要請限

度につきましては、事業実施区域の一部及びその周辺において、第一種区域の区分が適用されております。水質につきましては、事業実施区域の北側を流れる滝戸川、南側を流れる七覚（しちかく）川につきましては、環境基準の類型指定はされていませんが、これらが流入する笛吹川につきましてはA類型に指定されているという状況でございます。

以上でございます。

## 【議事 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に係る第三分類事業届出書について 質疑応答・審議】

(片谷会長)

ありがとうございました。それではただ今から質疑にはいたいと思います。

いま、ご説明いただきました内容と、現地調査でご覧いただきました内容を踏まえまして、事業者に対して、ご質問事項、あるいは確認しておきたい事項がありましたら、ご発言いただきたいと思います。

テーマを分けずに一括して質疑を行いたいと思いますので、どの点からでも結構でございます。ご発言ください。

では、早見委員、お願いします。

(早見委員)

よろしいですか。動物に関わってということで今回参加しているのですが、その関わりも含めてなんですが、施設、設備の出来上がったときの状況とか管理について、ちょっと2、3お願いしたいのですが、パワーコンディショナーが何箇所かに設置されるということですが、実は私の職場でも今回太陽光発電ということで、10kWクラスで運用を始めたのですが、そのパワーコンディショナーがかなり音というか、振動ではないのですが、いわゆる音波という感じで、ずっと常時音を出しているということで、その設置場所にとても気を使ったわけなのですが、実際このクラスになると、その辺の音とかそういうことに対しての、振動とかそういうことの状態はどうなのかと。あるいは、それに対する防御とかどう防ぐのかということについて、わかれば教えてください。

それから、よくちょっと分からないのですが、太陽光パネル自体は平面で、太陽光を吸収するためにできているので、たぶん反射率は低いんだと思うのですが、動物等の生息のことを考えると、光の反射というものがだいぶ影響があるのかなと想像だけしているのですが、その辺について、もし詳しい状況が分かれば教えていただきたいなど。以上2点お願いします。

(片谷会長)

では事業者、お願いします。

(事業者：東京電力㈱ 齋藤氏)

東京電力の齋藤でございます。いまお話、質問のございました、2点についてお話したいと思います。

1点目は、PCS（パワーコンディショナー）がこの規模になると、容量の大きいものが入ってくるのではないかということをおかれてかと思うのですが、PCSにつきましても、数が増えますけれども、容量が大きくなるということではなく、パネルの数の集合体のところに、必要容量のPCSをいれるという計画になっております。早見委員様がおっしゃられた大きな容量のPCSが入ることによって騒音あるいは振動が大きくなるのではないかとご心配だったと思うのですが、それは、大きなものを入れるということではなくて、数が増えるということで、若干、いまお話されたようなところで、少し音はあるかもしれませんが、大きなものを入れるというわけではないので、そこはご安心していただいてもいいのかなと思っております。

もう一つは、パネルで反射というお話がございましたけれども、もし参考に見ていただければと思うのですが、北杜市さんでやられている太陽光施設がございまして、あそこでも反射をしているという状況ではございませんし、最近非常に性能がよくなってきておまして、反射するという事はほとんど無いかと思っております。またその辺も私も詳細設計をしていく中で、十分確認していきたいと思っております。答えになっているかどうか分かりませんが、

よろしいでしょうか。

(片谷会長)

早見委員よろしいでしょうか。

(早見委員)

はい。ありがとうございます。

(片谷会長)

それでは他のご質問をお受けしたいと思います。では、石井委員お願いいたします

(石井委員)

ぜんぜん違う話題なのですが、景観について配慮するという風に先ほどお話があったんですけれども、例えば具体的にそのランドスケープをやっているデザイナーとかプランナーとか、まあ造園関係ですね、そういう方々が関与していただけるのか、それともなんとなく木は残しますよぐらいなんですかね。平成6年のところの、フォトモンタージュを見ると、割と外から見えますよね。先ほどお話のあった北杜市のあそこも、ここまで近くによることはないと思うんですけれども、中央高速から見ていると、かなりその殺風景なものがいきなりぱっと広がって、ほんとにパネルがパタパタパタと置いてあるだけというような感じなんで、そのあたりをどれぐらいやっていたりするのかというのを、ちょっとお聞きできればと思います。

(片谷会長)

どうぞ、お願いします。

(事業者：企業局電気課 石原課長)

まず、色につきましては、太陽光の色はというのは大体決まってしまう。黒とかの色があるわけですが、どうしても効率の高いものがよいということで、色についてあまり大きな変更はできないだろうと考えております。

パネルの並び方も、現状では、お示したような形になると思っております。ただ、啓発施設につきましては、できるだけ地域に合った形を考えております。また、県でも、景観についていろいろお話が聞けるアドバイス制度がありますので、必要によって、そちらを活用させていただきたいと考えております。

(片谷会長)

石井委員いかがでしょうか

(石井委員)

具体的な、モノとかがってというのはおそらくそんなに製品にヴァリエーションがないので、僕が気にしているのは、パネルのレイアウトとかですね、周辺にできる道路との位置関係とかのバランスをうまくとるってことをちょっと意識していただければな。という意味です。

(事業者：企業局電気課 石原課長)

限られた用地でございますので、できるだけ、ご指摘いただいた内容が反映できるよう検討していきたいと思っております。

(片谷会長)

それでは平林委員、お願いします。

(平林委員)

今のことに関連してお尋ねします。「緑地として残す」と、緑をできるだけ残していきたいということが書かれていますけれども、緑地として残すものになにか具体的なものがあるのかどうかということと、「木はできるだけ残すようにする」ということが書いてありますが、先ほど、現地へ行って見てみますと、木はほとんどがハリエンジュで、荒地に出てくる木本の典型的な外来種です。ハリエンジュが景観の重要な部分を占めるような形で残していくということを想定されているのか、その辺のところを伺いたと思います。先ほどの「木を残す」というのは、「どういうものを残していくのか」ということをお話をいただけたらと思います。

(片谷会長)

では、事業者から回答をお願いいたします。

(事業者：企業局電気課 石原課長)

基本的に、フラットな部分、パネルを置く部分については、すべてサラの状態にさせていただくつもりでございます。

ただ、斜面がございます。そちらについては、基本的に現状をそのまま残す形で対応していきたいと考えております。

(平林委員)

そうすると、緑地のほとんどが外来種になると思うんですけれども、そういう形で残していくということですね。

(事業者：企業局 石原課長)

今のところ積極的に手を加えていくつもりはございません。必要があれば、検討させていただきたいと思っております。

(片谷会長)

では、さらに事業者から追加説明をお願いします。

(事業者：東京電力(株) 齋藤氏)

ちょっと補足させていただきますと、ハリエンジュなんかにつきましては、先駆性のものですので、ある程度年数経ってきますと、腐朽が入ってきて、倒れることがあったりします。これについては、山梨県さんとよく相談しながらですね、あの倒れてしまっって、太陽光のパネルに倒れてしまうということもあったりしますので、この辺はよく山梨県さんと相談しながら、生態系ということも少し考えながら、場所によっては、必要に応じて切らせていただくことも考えていきたいと思っております。

(片谷会長)

それでは、福原委員、お願いいたします。

(福原委員)

こういう太陽エネルギーの施設というのは、基本的に、私の専門の騒音とか振動と少し距離がある感じがしているのですが、先ほどのように蓄電施設だとかその辺のところで、少しばかり、さっき早見委員がいておられたようなことで、低周波音が出る可能性があるわけです。そうしたときに、今回のこの施設というのは、啓蒙施設も一緒なので、いろいろな人が来られる。啓蒙活動を行っていく場合にですね、東電さんをご存知のように、日本で自然エネルギーの中で風力発電が音・低周波に関して問題になってきている。従来環境省が言っている低周波音の問題とは、まるっきり違った現象が起こって、NEDOも今年から、もう一回それを調査しなそうと、環境省もまたスタートするという風なことになっておるものですから、従来環境省が言っている、参照値あたりとは、まるっきり違うようなことが起こったりすると困ります。普通の方が興味を持って、出入りする人が気になるとかということがないように、そういう風には考えておく必要がひとつあるのではないかとということが一つ。

それからもう一つお伺いしたいのは、非常に日照時間が長くて、条件のいいところに、こういうパネルを設置するわけでございますけれども、今住んでいる地域の集落、その他からは、パネル等が、下からつまり集落位置から見たときに見えるのか見えないのか、もし、見えるようであれば視覚的な条件も含めてなんですけれども、やはり自然と調和するような形状だとか意匠的な観点からの検討もあっていいのではないだろうかと思う次第です。その辺のところ、参考写真なんかを見ると、いかにも縦と横の画一的な、そういうデザインのもの自然環境の中にそのまま持ち込むというのを、なんかもう少し工夫すべきではなかろうかと考えます。私も時々、中央道を運転して走っていると、あるとき突然北杜施設、急に見えて初めてびっくりするわけです。視環境という意味からですが心理的な影響にもとても影響してくるように思うわけです。ここの施設に見学に行かれる方も、形状的なものだとかを考慮することによって、よりいい意味での印象を受けるのではなかろうか。という風に思っております。

最後に、ああいう環境のところというのは、一般の平地に比べると、風況状況でいうと風が強かったり、いろいろな状況になる。としたときには、そういうことに対して、従来の建築基準法等々の条件でセットするのか、その強風に対してはどのような風な状況なのかとか、そういうことも踏まえてやるのが、良いのかどうか。

それから、先ほどのようになるとグリーンを残していくという風なことがあるのですが、こういうパネル類が大面積にあるような、特に光をたくさん集めていくときに、その下地の地表面の部分というのは、どういう風にしていくのが、一番効率がよくて、見た目にもあるいは全体の雰囲気としてもいいのかということも考えるべきであると思いますが、その辺のところについては、どういう風に考えているのか、お聞かせいただきたい。以上です。

(片谷会長)

では、事業者から回答をお願いします。

(事業者：東京電力(株) 齋藤氏)

齋藤です。いま、3点ほどお話があったかと思いますが、1点目の、低周波の問題につきましては、これは私どもいろいろと調査をしながら、十分に考慮しながら、進めていきたいと考えています。これについては、山梨県さんともご相談しながら、進めていきたいと考えております。ですから、今日は即答できないのですが、その辺はこれから詳細設計を進めていく中で、十分つめていきたいと考えておるところでございます。

もう1点、風の話でございますが、実はご心配されている点について、私どももこの米倉山の地点に、見ていただきますと、上の部分が比較的平地なのですが、下のほうというんでしょうか、そちらについては少し傾斜がございまして、風がどういうときに起きたときに、

どうなるのか、ここはどういう風が渦巻いてくるのか、太陽光のパネルを見ていただきますと、下の方にパネルの参考にございますけれども、南向き斜面にパネルを設置するわけですから、北側からの風により、吹き上げ、はがれようとするのがおきるのではないかとということで、この辺については、きちんと風解析という、流体解析をさせていただいて、その対策についても、詳細設計で詰めておまして、この辺は、既に詳細設計が終わっております、川崎地点での風解析の結果とか、そういうものを踏まえながら、ここの地点特有の風というのはどうなのか、ということシミュレーションさせていただいておるところでございます。

もう1点、太陽光のパネルの角度でございます。見ていただいている参考は、比較的角度が非常にきつい、30度くらいあるというような角度でございますけれども、あまり効率性ばかりを追求してもあんまり、そんなに効率が変わるということもないものですから、この米倉山地点につきましては、あの、15度ということで、寝かせまして、あまり影響がないような形をとっていきたいという風に考えているところでございます。

もう1点、GLのところはどうなるのかとお話、ご質問についてですが、ここにつきましては、通常、メンテナンスを極力避けるために玉石をはったり、参考ですと、芝をはったりされているのですが、一応、今現在の基本プランのところでは米倉山につきましては、現地の土と自然の素材を、自然の素材と申しますのは、杉皮でございます。杉とヒノキの皮、CCクレイ土壌という土壌なのですが、この杉皮の嫌気の発酵させたものと、現地の土を混合して、なるべく自然のもので、平地の部分を整地していきたいという風に考えております。なぜこの材料を使うのかと申しますと、嫌気の発酵させた素材でございますので、雑草がはえにくいということと、雨が降ったときに、表面をはしらないと。晴れたときには、雨が降ったときの水分を保湿しておりますので、ほこりが立たないということと、比較的管理をするのにも、歩きやすいというふうなところから、現地の土とCCクレイ土壌をミキシングして、混合したものを、攪拌したものを、再度ここで使って、利用していくという考えで計画を進めているところでございます。

(片谷会長)

福原委員、どうぞ。

(福原委員)

私が一つ非常に気になっていることで、デザインとしてみたときに全体としては、面状になってますが、一つ一つのパネルが基本的に縦と横で、基本的な寸法は一つのパネル、ある長さで幅で決まっていると思うのですね。それらのものをただ単にこういう風なところにはりつけていくだけではなくて、もっと全体を鳥瞰的に見てもどこから見ても、もう少し曲面的に、自然と調和するような、なるべく角がないような形、一個一個のセルそのものは四角ですけども、遠景で見れば、曲線に見えるような感じができる。視環境的な意味での自然との調和、そういうなこともデザインとして考えることが大事なんじゃないかと思っています。最初の質問がそこだったのですが、それについてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

(片谷会長)

はい、どうぞ事業者からお答えください。

(事業者：東京電力(株)齋藤氏)

お話のようにデザイン、もちろん、まったく考えないわけではないんですが、やはりこの米倉地点につきましては、1万kWを確保するという観点から、上手にパネルの配置計画

をつめているところをごさいますて、もう一つお話しておかなくてはいけないことは、パネルを配置するだけではなくて、実は、私どもの設備としましては、やはり進入防止ですとか、電気保安上の関係からどうしてもフェンスを設けなくてはいけないところをごさいます。先ほどの話にありましてとおり、第三者が入って、何かありましたらいけませんし、あと私どもの設備を保安するという観点からも、フェンスを設けさせていただくことになると思うのですけれども、この辺のフェンスで少しデザインというか、全体的なスケープを考えていきたいと考えています。先ほど申しました、風解析みたいなことをやっていく中で、本来ですと、風をシャットアウトするために、コンクリート万年堀みたいなことが普通では考えられるのですけれども、そういったところも含めて、少し周辺と調和するようなことを今後の詳細設計で考えていきたいと思っているところをごさいます。

おっしゃるとおり、パネルの配置を地形とかに応じて変えていくということ、今まさしくシミュレートしておりまして、東の部分というのは、申し訳ないのですが、ある程度南斜面を向かざるを得ない。ただ、斜めの傾斜している部分については、やはり地形なりにどういうふうにマッチングするか。というところをまさしく今シミュレートしておりまして、その辺を上手に組み合わせしていきたいなと思っているところをごさいます。

(福原委員)

わかりました。ありがとうございました。最後の今のところで一つの参考ですが、パネルの形状、設置したときの全体の形状など北京首都国際空港の屋根だとか、非常に参考になると思いますよ。

(片谷会長)

ありがとうございました。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

自然エネルギー関係の施設ということだと、環境というのはだいぶ配慮する必要がある、環境と調和する必要があると思います。それを考えたときに、緑地が25%というのは、若干少ない、あるいはだいぶ少ないような感じだと思いますね。都市の真ん中やなんかと比較した場合に。じゃあそこをどういう風に補填していくかといった場合には、ある程度これと隣接したところに自然公園を整備するとか、緑地を確保するとか、というのがある程度ドッキングした形で出てくると、これがいわゆる文化施設といいますか、自然エネルギー関係の施設として評価されるというところがある。この辺の計画は何かあるかどうかをお聞かせいただけませんか。

(片谷会長)

では、事業者からご回答をお願いします。

(事業者：企業局電気課 石原課長)

現状では、周辺地域についてそのまま残していきたいと考えております。

(片谷会長)

では、大久保委員。

(大久保委員)

今の話に関連しまして、今日長い時間をとって、絶滅危惧種を見させていただいたのです

が、それは、絶滅危惧種に対しては、今日3つ見ましたけれども、どんな風にとらえておりますか。

(片谷会長)

ちょっとすみません。ここでは、審議できないので後ほどお願いします。

(大久保委員)

というのは、これに関連して、将来的にはそういう風な植生になるよということです。じゃあ将来、維持管理がしっかりしておかないと、今のような現状になってしまうけれども、その辺をどう考えているのかということですね。

(片谷会長)

植生の管理についてのご質問ですので、ここで事業者から考えをお聞かせいただけますか。

(事業者：企業局電気課 石原課長)

できるだけ、現状に手を加えない形で管理をしていきたいと考えております。仮に支障があるということであればですね、ご意見等を承りながら、適切に対応していきたいと考えております。

(片谷会長)

大久保委員、どうぞ。

(大久保委員)

現状を手を加えないと、今のような現状になってしまうのですが、先ほどから緑の問題が出てきたわけですね。緑を維持するためには、やはりこの施設を作ったために、よくなったという面もなければ、よくないと。ですから、絶滅危惧種とか、そういうことではなくて、それがはえる自体がもう荒地しかはえないわけですよ。シランを除いては。ですから、緑化問題に非常に引っかかってくるんですよ。今の現状手をつけないとあありますよ。緑はほとんどなくなってしまうと。雑草畑になるような。こういう感覚があって。今後、あの維持管理は大変ですよ。という印象を受けますけれども、その辺はどうかと、そういうことです。

(片谷会長)

今ご回答いただけることがなにかありますでしょうか。

(坂本委員)

その点に関して確認ですけれども、基本的には、区画1、2は区画のところだけやるわけですよ。だから他のところはそのまま手をつけないというのが基本ですよ。だから緑地といっているのをどこの話かということで、さっきの25%も区画として造成しきったところの中に、25%残すという話で、それ以外のところの工事のところは考えていないわけですね。ですから、さっきのお話をするとしたら、それ以外のところをどうするかという話で、今の事業の対象とちょっと、パネルとか置く場所とは違う場所ということでしょうね。

(片谷会長)

今の点は、事業者のかた、坂本委員からの確認事項ですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

(事業者：企業局電気課 石原課長)

そのとおりでございます。今回私どもが想定しております事業区域は、先ほどの3の事業区分で、実施されるべき区域ということで、ピンクの色付けをしたところでございます。この中に、斜面のところがございますが、そこを緑地という形で残させていただくということでございます。他の部分については、既存の部分でございます、今回の事業では手をつけない地域でございます。

(片谷会長)

ありがとうございます。まだ大久保委員からご意見があらうかと思いますが、この後の意見交換のところでご発言いただくこととしまして、時間が予定を少し過ぎておりますので、いったんここで質問・確認事項の話は、打ち切らせていただきたいと思います。

次に意見交換に入るわけですが、それに先立ちまして、甲府市長、それから県庁の内部での関係各課で意見交換を既にされた。庁内調整会議幹事会ですね。ということでございますので、そちらで出されました意見、それから、本日ご欠席の委員から意見がもし出されているようでございましたら、それも含めまして、事務局からご紹介いただきたいと思います。

(事務局：和田副主査)

それでは、説明させていただきます。

まず、お配りしております資料の、「山梨県環境影響評価条例に基づく市町村長の意見について」をご覧くださいと思います。こちらですけれども、今回の計画地であります甲府市の甲府市長から意見をいただいておりますが、意見の内容といたしましては、当該第3分類事業は、山梨県環境影響評価条例による環境影響評価その他の手続きを行う必要はないと判断するという意見をいただいているところでございます。

続きまして、「山梨県環境影響評価等庁内調整会議幹事会 記録」の方をご覧くださいと思います。こちらは、先日幹事会の方を開催いたしまして、その中の議事録というわけですけれども、意見といたしまして、みどり自然課から、動植物については技術審議会の意見を尊重するよという意見をいただいている状況でございます。

また、本日欠席されております委員からの意見ですけれども、まずですね、高木委員からは、事業そのものからの騒音については、特に問題はないと思う。また、工事中運搬車両からの騒音につきましては、低騒音型機械の使用や、苦情があれば対応するなど、一般的な対策が必要だという風に考えている。動植物に関しましては、専門家の方々の意見を聞いてください。という意見をいただいている状況です。

また、田中委員からは、追加資料を受け取ってからの時間が短いということですか、他の仕事が入っているということで、資料の内容を確認するための時間が短い。また現場の方を見ていないので、意見を述べるできない。という意見をいただいている状況でございます。

また、柿沢委員からの意見ですけれども、こちらにつきましては、希少動植物に係る部分がありますので、後ほど説明させていただきたいと思います。以上でございます。

(片谷会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただいたことも念頭におきまして、

意見交換を進めたいと思います。この意見交換というのは、最初に事務局からご説明ありましたとおり、環境影響評価手続きを行う必要があるかどうかということについての意見交換ということになります。ここはフリートークで進めるということを進めていきたいと思いますので、委員の皆様方から遠慮なく意見をお出しいただきたいと思います。

(坂本委員)

まだ、希少動植物以外のことですね。

(片谷会長)

そうです。希少動植物に関する件は、後ほど議論がございますので、それ以外の部分に関して、環境影響評価手続きを行う必要があるかどうかという観点からのご意見をお願いいたします。

いかがでございましょうか。

先ほどから質問のところていくつかこの手続きにからむ、手続きの必要性の有無にも関連するような質疑もございましたので、先程来ご発言のありました、委員の方々、手続きの必要性の有無という観点から、もし発言がありましたら、お願いしたいと思います。

石井委員、いかがでしょうか。

(石井委員)

個人的には、景観に関して、しっかりやっていただきたいなというのはあるのですが、手続きをするとすると、他のも全部ひっくるめてやらなければいけないということなので、そこまでは必要なのかなというところで、景観のほうをしっかりといただくということで、全部をやる必要はないのではないかと考えています。

(片谷会長)

鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

私も同じような考えで、手続きはやる必要はない。ただ、今日の会議等で出た意見等をぜひ反映していただきたいという要望はぜひつけていただきたい。

(片谷会長)

ありがとうございます。他の委員の方々どうでしょうか。

角田委員どうぞ。

(角田委員)

いま、風の問題とパネルの角度で、設置の向きがあったのですが、一部風の問題に限らせていただきますと、お答えいただいたと思うのですが、お答えいただくことかわかりませんが、どれくらいの期間そういう調査をされたかということまでだいぶ変わってきます。例えば、曾根丘陵ですので、北風が関係するということが、さっき回答があったのですが、むしろ南あるいは東風がかなり関係してくると。それから、5年とか6年の間に突風みたいなものが、起こらないとしましても、ある期間に突風なんかが起こった場合には、時々電車がひっくり返ることなどがありまして、写真を見せてもらう限りは、先程ちょっとコンクリートも打つことも考えられるという話もありましたが、過去に事例があって、せっかく設置したが舞い上がってしまう場合には、私も今までのお二人の意見と同じなのですが、わざわざ評価

するのは大変なのですけれども、風向きとかそういう風なことで、5年間やったからといって、必ずしもそれが有効かどうかわからない。やはり特異性というのがあるので、その辺のところを十分注意して、いただければ、ある程度やらなくてもいいのかなと考えております。

(片谷会長)

ありがとうございました。確認をさせていただきますが、先程事業者からご回答いただいた中で、風の解析については、現在も進行中であるといった趣旨の回答があったかと思いますが、それらの結果をまとめられた段階では何か、この審議会ということではないわけですが、県のほうにそういったものをお送りいただけるという理解でよろしいのでしょうか。

(事業者：東京電力㈱ 齋藤氏)

いま委員の方からちょっとお話のあった風解析について、若干お話させていただくと、この地点はちょうど小さな山でして、大きな山ではないものですから、先程の私どもの説明では、言葉が足りなかったと思うのですが、北側の風というのが、吹き上がってしまうというお話をしましたけれども、もちろんその解析もしているのですが、実はここ特有の南側からの風というのが、意外と影響してきているというのも ILES という手法で解析をしているのですが、これは車の流体解析なんかもやっているような手法なんですけれども、この手法で解析している中では、ご指摘のとおり、北だけの風の問題ではないとわかっておりますし、そういったものも取りまとめながら、最終的には企業局さんのほうに報告させていただいて、こういう結果になっていますという話をさせていただこうと考えているところです。

(片谷会長)

角田委員どうぞ。

(角田委員)

もう一つお答え願えればありがたいのですが、今までに一般的に設置して、舞い上がってしまったとか、日本でなくても結構なのですが、そういう事例があったら、お答え願いたいと思います。

(片谷会長)

ちょっと質問の時間に戻っておりますけれども、要は風の影響で太陽光パネルになんらかの障害が発生したような事例はあるのか。破損とか、そういうものが過去にあるのかという点です。

(事業者：東京電力㈱ 齋藤氏)

申し訳ございません。私どもはまだそこまで調査できておりません。私自身も把握していません。

(事業者：企業局 西山次長)

山梨県企業局では、八ヶ岳の丘の公園に95kWの太陽光を設置しておるんですけれども、15年間実証試験をいたしまして、そのような風の影響を一度も受けたことはございません。それだけは私たちもわかっております。

(片谷会長)

ありがとうございました。他の委員の方々、ご意見はございますでしょうか。平林委員お願いいたします。

(平林委員)

私も、基本的にはアセスメントの手続きは必要ないと思います。他の先生方のおっしゃられたとおりであると思います。植物が専門の先生から御意見があると思いますが、私の意見としては、本来ここがどういう植生だったのか。おそらく桑園などであったと思います。その後、現在のように造成をして、遷移の初期の植生になっていると思います。これを「現状維持する」ということではなくて、本来、この地域にどういう形の植生があったのかということを考えて、緑地を検討していった方が良いと思います。先程言いましたように、このままにしておくと、外来種がどんどん入ってきてしまう可能性があるため、現状維持がベストな案ではないと思います。この点は検討を要するという気がいたしております。以上です。

(片谷会長)

今の意見はアセス手続きとは別に、その専門家の意見を取り入れながら、検討を進めてほしいというご意見という理解でよろしいでしょうか。

(平林委員)

はい。

(片谷会長)

ありがとうございました。他にどなたかいかがでしょうか。

では、特にそれ以上のご意見、この段階ではないようでございますので、いったんここで意見交換を終了しまして、希少動植物の話を終りました後に、再度まとめの段階で、もしご意見があればいただきたいと思います。

ではこれから希少動植物に関する審議に移りたいと思います。冒頭でお話いたしましたように、この部分に関しまして、非公開となります。審議はここで行いますが、報道関係の方々、及び傍聴人の皆様には別室にてお待ちいただくこととなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

<報道関係者・傍聴人退出>

**【議事 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に係る第三分類事業届出書について 希少動植物に係る審議 非公開】**

<報道関係者・傍聴人 入室>

**【議事 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に係る第三分類事業届出書について 審議・とりまとめ】**

(片谷会長)

報道関係の方々、傍聴人の方々、大変お待たせいたしました。それでは、これからこの審議会としての意見のまとめに入りしたいと思います。

今までたくさんご意見をいただいたわけですが、大枠といたしましては、いわゆる環境影響評価のフルスペックの手続きは必要がないというご意見が大勢を占めていたかと思えます。ただ一方で、今話題にだいぶでました、植生の保全方法、緑化の仕方等については、現状の計画よりさらに踏み込んだ検討が必要であるというご指摘がかなりたくさん出されました。

それから、風のシミュレーション等について、細かい検討結果を、報告書を出していただいて、これについても、必要と考えられる場合には、流体の専門家等のご意見を聞いていただくというふうなことを、直接はそういうご意見は出ませんでしたけれども、私も若干気象に関わっている人間としては、場合によってはそういうことも必要な状況もあろうかと思えます。

いずれにしても、今後の事業の進行に当たりまして、さまざまな環境影響はありうる話でございますので、そういったことを必要に応じて専門家の意見を求めながら、十分な配慮を出来るような形で進めてほしいという意見が大勢であったというふうにいえるかと思えます。

勝手にまとめをしてしまっているような感じですが、あと若干の時間がございまずので、全体を通してご意見をいただきたいと思えますが、どなたかいかがでしょうか。

福原委員、どうぞ

(福原委員)

当初も申し上げましたけれど、自然の中にできる人工の構造物であるということから、何処から見ても全体的に調和のとれたデザインというのを是非考えていただきたい。何度もいうように、私も随分いろいろ日本だけでなく、こういう設備を見る機会がありますけれども、やはり、自然とバランスが取れたものは、みんなが大事にしていつまでももつわけですね。ぜひ、あまり人工の構造物が目だって、ありすぎるような状況じゃないようにしていただいて、環境立県山梨というものを大事にしていきたいと本当に思っております。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございます。今の点につきましては、冒頭で石井委員からもご指摘があったことですので、そういう景観・デザインの部分に関しましても、これもやはりプロの手を借りるなりしまして、十分な配慮をしていただきたいということがご意見の趣旨かと思えます。

他にいかがでしょうか。

杉山委員どうぞ。

(杉山委員)

今のお話でもあるのですが、景観で一番見える部分のところ、法面の部分が全体にきいてくるのだと思うのですが、さっきからの審議を聞いていると、この法面と言うのを造成のときにやられた荒地の状態を保存していくのが一番よい方法なのか、そうではなくて、変えていくのがいいのかという話がずっと出ていたんですけど、最終的に、そういうものを検討して考慮してやってくださいとなってしまうとまた安易な緑地になってしまう可能性が非常に高いので、もしお二人の先生からこういう方法がいいんじゃないかといういい案があったらご提示いただくと非常によいのではないかと思うのですが。いかがでしょうか。

(片谷会長)

大久保委員、平林委員、それから鈴木委員はご退席されましたけれども、湯本委員、動植

物を、生物を専門とされる先生方は、いろいろとアイデアをお持ちかと思いますが、今ここですぐにご披露いただくのももちろん結構でございますが、この後、知事意見をまとめる作業を事務局がされる段階で、あまり時間の余裕は無いのですが、意見を頂くチャンスがございますので、そこで、こういった方針で進めてはどうかというようなご提言を頂くと言うのも可能でございます。今何かご発言いただくことはありますでしょうか。

(大久保委員)

結局範囲が狭いんですよ。主は赤く塗ったパネルの部分ですよ。あとは周りの部分しかないですよ。結局高木的なものは植えられない。となるともう低木しかないという答えはそれしかないんですよ、今答えられるのは。じゃあ、何を植えるかということについては、今分かりませんが。結局低木のものしかない。低木のものとなると、非常に嫌がられますけれども、人工的になりますよ。さつきを植えようとか、人工的になる。答えはそうなんですけれどもね。以上です。今の意見は、考え方はですね。

(片谷会長)

ありがとうございました。平林委員は何かご提案があればお願いします。

(平林委員)

今回、いくつか注目するような植物が出てきておりますが、たぶんこれらの出現は一時的なもので、「元々この地域には無かった」というお話でした。「たまたまこういう形で、シードバンクの様なものから出てきた」。それはそれでこの地域にそういう環境（ポテンシャル）が整っていて、出てきたということで重要な情報ではございます。が、これをこのあとずっとこの様な形で「保全していく」、「守っていく」ことができるのかどうかという論点があります。「現状維持」とは、現在と同じ状況、植物を取り巻く現在の環境をキープしていく（維持・管理していく）ということだと思います。キープするだけのエネルギーと時間と予算があるとはとても思えません。だから、維持・管理なしで、ただ放置しておく、そのまま、自然になくなっていくということの意味しており、その辺りをどの様に考えるかということだと思います。私の意見は先ほども申し上げましたように、「本来、ここの地域で、この気候帯で出てくる植生というのがあったはずなので（たぶん桑園になる前ですよ）、そういったようなものが分かれば、それをまたこの場所に復活させるなり、あるいはこの地域独特のものがあれば、それを増やしていくといったような形で持っていくというのが一つの手かなと思っています。

(片谷会長)

ありがとうございました。湯本委員は何か今ご提言いただくことはありますか。

(湯本委員)

どうしても目に付くものを植えたいとか、植木屋的発想というのが、何処へ行っても蔓延する傾向というのはあると思うんです。ですから、地味であっても、地域にあった植物を植えるような方向で動いていくのがいいんじゃないかと思っています。

(片谷会長)

ありがとうございました。そろそろ予定の時間が迫ってきておりますので、最後のまとめに入りたいと思いますが、今日の審議会の意見として、今までの大勢のご意見としては、規則第7条の判定基準、冒頭事務局からご説明いただいた判定基準ですけれども、これには該

当しない。したがって環境影響評価のフルの手続きを行う必要はないという判定であるということですのでよろしいかと思えます。ただ、いまいろいろ出た、特に植物の問題、それから低周波音、景観、それに風の問題、そういったようないくつかの点について、さらに詳細な調査、検討を行ったうえで、保全計画を進めていただく。それは、必ずしも希少種だけに限った話ではなくて、植物全体を、植生全体をみた計画を進めていただきたい。といったようなご指摘がされたかと思えます。

今日、いま私がまとめて申し上げたことの中に全てが含まれていないかと思えますけれども、今日出されました意見は後ほど事務局でまとめていただきまして、知事意見に整理していただくこととなりますけれども、そういった環境配慮が必要であるということが、強い条件として、付けられたということでもまとめをさせていただきたいと思えますが、それによろしいでしょうか。

#### <委員、異議なし>

(片谷会長)

それでは、ただいま申し上げましたように、今日でました意見を整理したうえで、審議会としての最終的な意見の案を事務局でおまとめいただき、各委員に送っていただくこととなりますが、これは一週間以内くらいで大丈夫でしょうか。では、一週間以内に送っていただくということで、各委員の皆様方には、ご多忙のところ大変恐縮ですけれども、送られてきましたら、それプラス一週間、ともうしますのは、2月の14日といううしろのリミットが決まっておりますので、それまでに、最終的な意見案がまとまらないと、知事が判定が出来ませんので、事務局から送られてきたら一週間以内にご意見をだして頂くということです。すめていただきたいと思えます。もしそこで、いくつかまたご意見が出ますと、それを反映させた形で再度整理しなければならないのですが、その段階の作業は、みなさんにお集まりいただいて議論するという時間の余裕はまったくございません。そこで、従来から、この第3種分類ではなくて、それ以外の形のアセスでもやってきたことでもございますけれども、知事答申をまとめる段階では、最終的な確認作業は、会長に一任していただくという方法で進めてきたという経緯がございますが、今回もそういう方法でよろしゅうございましょうか。

#### <委員 異議なし>

では、みなさまから頂いた意見を反映させた形での最終的なとりまとめの確認は私が、場合によっては、ご意見いただいた委員の方に直接問い合わせをさせていただくことはあろうかと思えますが、最終的な取りまとめは、私と事務局とでさせていただくということで、ご了解いただけたということにさせていただきたいと思えます。

それでは、ちょうど5時半でございまして、以上で本日の議題は終了いたしました。皆様ご協力大変ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(事務局：清水総括)

片谷会長には、長時間ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきたいと思えます。長時間ご審議いただきましてありがとうございました。